

## ベンチャーを支援するベテランの会 会則

### 【第1章 総則】

#### (名称)

第1条 本会は、「ベンチャーを支援するベテランの会」と称する。

#### (事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

#### (目的)

第3条 本会は、より多くの健全なベンチャー企業を育成、支援するために、ビジネスのベテランであるパートナーの豊富な経営経験と日常の影響力を活かして「ベンチャーが活躍できる日本」の実現を目指す。このため、ベンチャー企業との交流や、パートナー同志の情報交換・勉強会等・講演活動等を通じて、大企業がベンチャー企業との連携を深める気運を高め、社会全体がベンチャー精神を尊重する風土づくり、さらには日本経済の発展・活性化に貢献することを目的とする。

#### (事業の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ベンチャー企業に対する、直接的な助言、経営指導
- (2) 技術や経理・財務、営業、人材評価、あるいは法務等に関する各種支援サービスを提供している団体等と連携を図ることによる、ベンチャー企業の実務的な課題解決の支援
- (3) ベンチャー経営者の能力評価等を通じた経営指導
- (4) ベンチャー支援に関する社会教育の推進
- (5) ベンチャー企業との交流（電子メールや電子掲示板も含む）講演会その他の集会の開催
- (6) 国内外の関連団体や企業との連携・協力
- (7) その他本会の目的を達成するための必要な事業

### 【第2章 パートナー】

#### (種別)

第5条 本会の会員は会の趣旨に賛同して入会したビジネスのベテラン個人でありパートナーと称する。

#### (入会)

第6条 パートナーは、日本の実業界で経営者としての経験が豊富な人や各種分野における専門知識をもって会の活動に協力する強い意思を持つ個人であり、入会時点の年齢が原則 45 歳以上、75 歳未満であることを条件とする。

2 パートナーとして入会しようとする者は、既存のパートナー 2 名以上の推薦をもって

入会を申請し、全パートナーの承認をもって入会を認める。

(会費)

第7条 パートナーは、会の運営のための会費を納入しなければならない。

- 2 会費は年額 12 万円とし、途中入会は月割で月額 1 万円とする。
- 3 会費の期間は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。
- 4 会費の額の変更は、総会において決めることとする。

(パートナーの資格の喪失)

第8条 パートナーが次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 継続して 6 ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 パートナーは、別に定める退会届を世話人に提出して、任意に退会することができる。

- 2 パートナーは、継続して 1 年以上、会に参加しないときは、自然退会したものとする。

(除名)

第10条 パートナーが次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則や本会のその他の規定等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定によりパートナーを除名する場合は、当該パートナーにあらかじめ通知し、除名の議決を行う総会において、当該パートナーは弁明することができる。

(抛出金品の不返還)

第11条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 【第 3 章 アソシエイト】

(役割)

第12条 アソシエイトは本会の準会員として、パートナーによる本会のベンチャー支援活動、とくに調査・研究・広報活動を支援する。活動の方針、計画、成果に関しては定例会において報告し、承認を得るものとする。その活動のために適宜、適切なワーキング・グループを結成することが出来る。

(入会)

第13条 アソシエイトの入会については、入会時点の年齢が原則 45 歳未満であることを条件とする。

- 2 アソシエイトとして入会しようとする者は、既存のパートナーの推薦をもって入会を

申請し、全パートナーの承認をもって入会を認める。

(会費)

第14条 会費は原則免除されるものとする。

(アソシエイトの資格の喪失)

第15条 アソシエイトが次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第16条 アソシエイトは、別に定める退会届を世話人に提出して、任意に退会することができる。

2 アソシエイトは、継続して1年以上、会に参加しないときは、自然退会したものとす

る。

(除名)

第17条 アソシエイトが次の各号の一に該当する場合には、総会の議決又は世話人の決定により、これを除名することができる。

- (1) この会則や本会のその他の規定等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

#### 【第4章 役員】

(種類)

第18条 本会に次の役員を置く。

- (1) 世話人 1名
- (2) 監事 2名

(選任)

第19条 役員は、総会において会員のなかから互選によって決まる。

(職務)

第20条 世話人は本会の業務を円滑に執行するため、会の運営実務を担う。

2 監事は本会の業務及び財産の状況を監査する。不正の行為または法令に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告する。

(任期等)

第21条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 解任 )

第22条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を得て、これを解任することができる。

( 1 ) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

( 2 ) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

2 前項の理由により役員を解任しようとする場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

## 【第5章 総会】

( 総会の権能 )

第23条 総会は以下の事項について議決する。

( 1 ) 会則・組織の変更

( 2 ) 事業計画・収支予算並びにその変更

( 3 ) 事業報告及び収支決算

( 4 ) 役員を選任または解任

( 5 ) 会費の額

( 6 ) 事務局の組織及び運営その他

( 総会の開催及び招集 )

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後75日以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

( 1 ) パートナー総数の5分の1から会議の目的を記載した電子メールによる通知又は書面により召集の請求があったとき。

( 2 ) 監事が第14条第4項の規定に基づいて召集するとき。

4 総会は、前項第3号の場合をのぞいて、世話人が召集する。

( 総会の議長 )

第25条 総会の議長は、世話人がこれにあたる。

( 総会の定足数 )

第26条 総会の定足数はパートナー総数の2分の1とする。

( 総会の議決 )

第27条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、参加したパートナーの過半数をもって決する。

( 総会での表決権等 )

第28条 各パートナーの表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に参加できないパートナーは、あらかじめ通知された事項について、電子メール又は書面をもって表決し、又はほかのパートナーを代理人として表決を委任することができる。

3 指定された期限以内に表決権の行使を行わないものは、表決を議場委任したものとみなす。

4 2項の規定により表決したパートナーは、前2条の適用については、参加したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) パートナー総数及び参加者数(電子メール・書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、総会において選任された議長が記名押印又は署名しなければならない。

## 【第6章 定例会】

(構成及び機能)

第30条 定例会は、パートナーにより構成される。

2 定例会は原則毎月1回、第2木曜日午後6時30分から開催する。3 定例会では会の支援を求めるベンチャー企業がある場合には、プレゼンテーション及び情報交換の場を設ける。

4 プレゼンテーションするベンチャー企業は、別途定めるルールに従い決めることとする。

5 ベンチャー企業の発表を聞いたうえで、自ら支援する意志を持ったパートナーは、別途、当該ベンチャーと面談し、自己の責任において支援するか否か(条件等を含む)を決め、会に報告する。支援に対する報酬については特に報告義務はない。

## 【第7章 資産】

(構成)

第31条 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費収入

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

## 【第8章 会計】

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画、収支予算)

第33条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに世話人が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、事業年度終了後、速やかに、世話人が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(第1回改訂) 2003年4月17日

(第2回改訂) 2006年5月11日

(第3回改訂) 2008年6月13日